

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス フィリピン

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2024年1月



目次

フィリピンの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税-PE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16

Pillar2の法制化状況について	17
-------------------	----

フィリピンの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	19
LF/MFの概要	20
国別報告書の概要	21
関連当事者に関するフォーム提出制度の概要	22
最近の移転価格調査におけるトピックス	24
移転価格税制の動向	25

フィリピンの税制概要

法人税コンプライアンス

居住者については全世界所得課税となり、標準税率25%で課税される。

法人所得税

居住者	法人が、フィリピンにおいて設立される場合には、居住者となる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	<ul style="list-style-type: none">■ 法人所得税<ul style="list-style-type: none">➢ 25%：標準税率➢ 20%：軽減税率（所得500万PHP以下かつ総資産1億PHP以下の法人に対して適用される。）■ 最低法人所得税<ul style="list-style-type: none">➢ 2% <p>（事業開始後4期目以後、売上総利益を課税標準として算出された金額が通常の法人税額より大きい場合に課される。）</p>
課税年度	暦年又は会計年度
申告納付期限	申告・納付期限：課税年度終了後4か月目の15日となる。 利子税が課されるが申告・納付期限の延長の承認を得ることもできる。

中間納付	四半期末から60日以内に中間申告・納付をしなければならない。
時効	原則3年 ただし、租税回避が認められる場合は最長10年まで延長される。
連結納税制度	なし
税制改正	<ul style="list-style-type: none">■ 不定期に行われる。■ 企業再生・税制優遇措置法（CREATE Act*）が2021年4月11日に発効された。

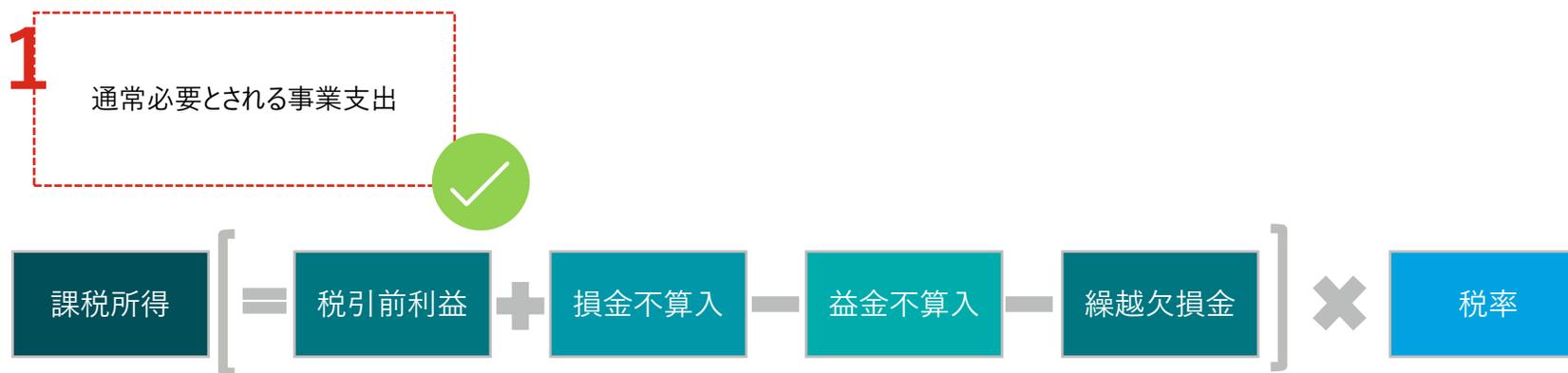
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

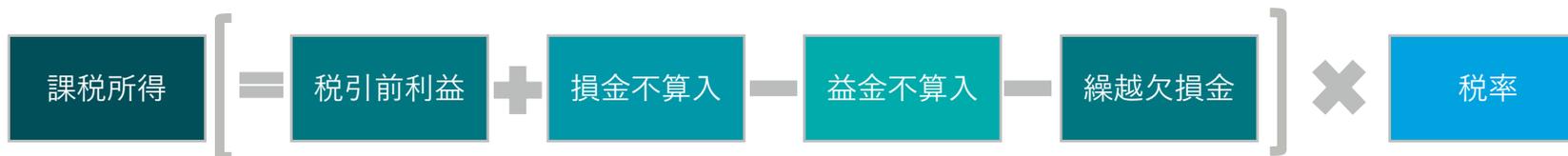


損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

従業員給与	従業員給与は全額損金算入される。 なお、一定の労働訓練費については、50%のみが割増で損金算入可能となる（CREATE Act）。	利子利子	支払利子は損金算入される。 利子による所得が発生する場合、法人所得税率が25%の法人は、支払利子の損金算入額につき一定の制限が生じるされる（CREATE Act）。
寄附金	政府等の非営利団体に対する寄附金は一定の要件に基づき全額、それらに該当しない寄附金は課税所得の5%を限度に損金算入することができる。	減価償却費等	一般原則 有形固定資産・無形固定資産共に償却費の計上が認められる。 陳腐化 合理的に算定された引当金の計上が可能。 償却方法 米国財務省が公表している耐用年数やフィリピンの一般に公正妥当と認められる会計基準に定められる耐用年数による定率法・定額法等が用いられる。
交際費	販売業等は売上高の0.5%、サービス業等は純利益の1%を限度に損金算入することができる。	その他	支払配当金、賄賂、税金等、税額控除の対象となる外国税額等
引当金・準備金	引当金は損金不算入である。 ただし、不良債権は回収不能であることが確認できるなど、一定の要件下での償却が認められる。		

課税所得計算 (2/3)



益金算入項目

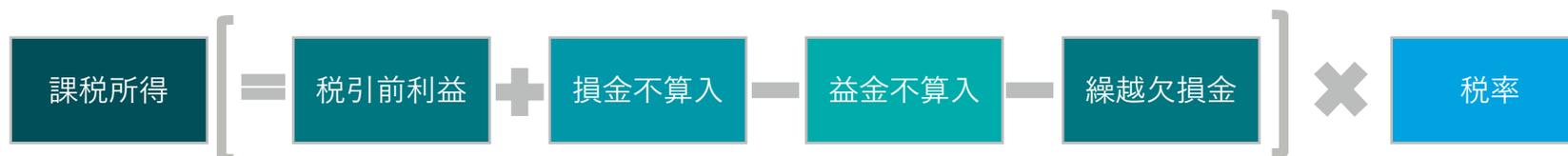
- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	<ul style="list-style-type: none">■ 国内配当金は免税である。■ 内国法人が受取る国外配当は以下の条件を充足する場合には免税となる。(CREATE Act)<ul style="list-style-type: none">➢ 配当は実際にフィリピン国内に送金されている➢ 配当により受領した資金は翌事業年度内に特定の事業活動に再投資される➢ 配当の支払者である外国法人の20%以上の株式を2年以上直接保有している
------	---

- **キャピタルゲイン・ロス** について

税率	<ul style="list-style-type: none">■ 一般的に、キャピタル・ゲインは、通常の法人所得税率により課税される。ただし、内国法人の株式売却益は通常の事業所得に含めずに課税される。■ 下記の場合は特別税率が適用される。<ul style="list-style-type: none">➢ 内国法人の非上場株式を売却することによって生じるキャピタルゲインに対しては、15%のキャピタルゲイン税が課せられる。➢ 内国法人の上場株式の売却益は所得税が免除されるが、株式取引税が課せられる。➢ 内国法人がキャピタルアセットとして保有する不動産の売却により得られるキャピタルゲインには、(a) 売却価格又は (b) 歳入庁等の公的機関により定められる公正市場価格のいずれか高い方の金額に6%の最終源泉徴収税が課される。■ キャピタルロスは、キャピタルゲインに対してのみ相殺することができる。
----	--

課税所得計算 (3/3)



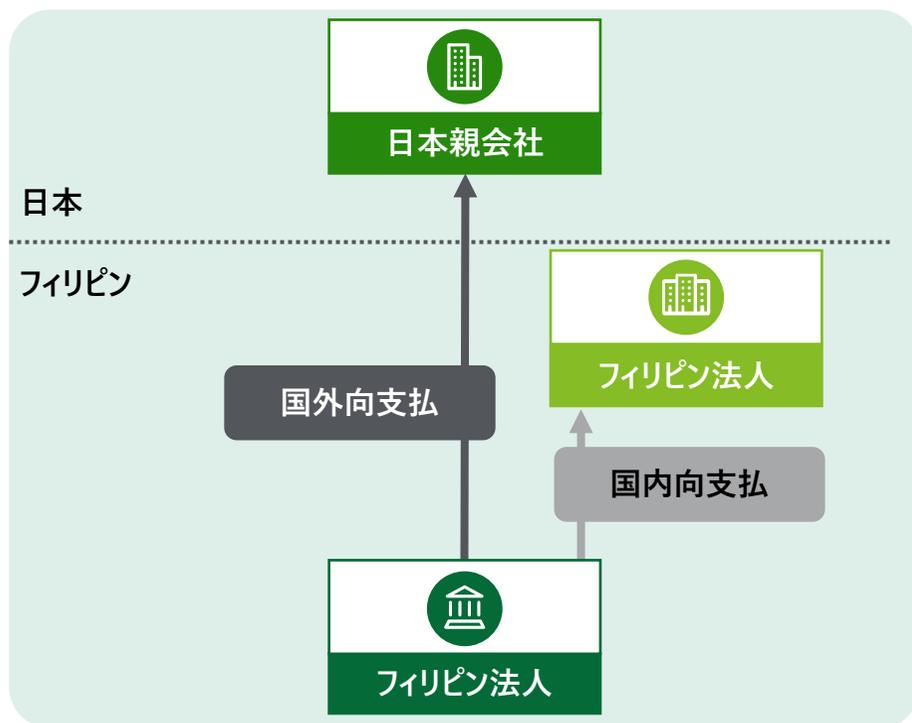
繰越欠損金 について

欠損金等	繰越期限	2020年及び2021年に生じた欠損金：5年間（COVID-19関連措置） 2020年7月31日以前および2022年6月30日以後に終了する事業年度に生じた欠損金：3年間
	繰戻し	不可

税率 について

税率	■ 法人所得税 ➢ 25%：標準税率 ➢ 20%：軽減税率 (所得500万PHP以下かつ総資産1億PHP以下の法人に対して適用される。)
----	---

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0%/2%/15%/20% (*1)	20%	0%/10% (*3)
配当	0%	25%	10%/15% (*4)
使用料	5%/10%/20% (*2)	25%	10%/15% (*5)

(*1): 原則：0% / 一定の銀行・政府機関貸付利子等：2% / 外貨預金利子等：15% / 預金利子等：20%

(*2): 映画フィルムに対する使用料：5% / 書籍・楽曲に対する使用料：10% / フィリピン国内源泉のその他の使用料：20%

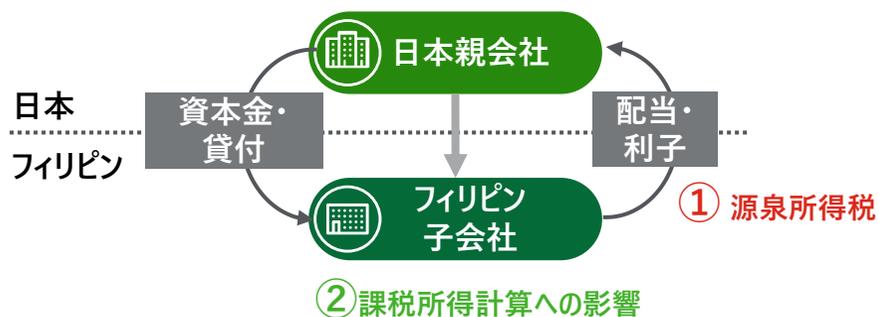
(*3): 一定の銀行・政府機関貸付利子等：0%

(*4): 10%以上の持分を6か月以上直接保有する法人から受け取る配当：10% / その他の配当：15%
上記に関わらず、フィリピンの投資優先産業を行う一定の者が日本国の居住者に支払う配当：10%

(*5): 映画フィルム・ラジオ・TVに対する使用料：15% / その他：10%
上記に関わらず、フィリピンの投資優先産業を行う一定の者が日本国の居住者に支払う使用料：10%

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

租税条約の適用を受けられる場合、フィリピン子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税は保有割合・保有期間に応じて**10%若しくは15%**となり、支払う利子に対しては**10%**となる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	10%/15%*	10%*

(*) 租税条約の制限税率を記載。

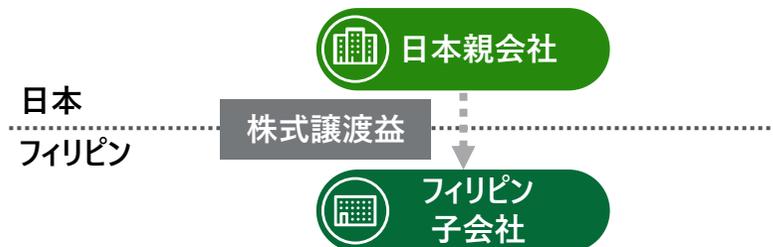
② 課税所得計算への影響 フィリピン子会社

過少資本税制の適用はない。

外国投資法に基づく外国投資ネガティブリストに記載される一定の業種については外国資本の出資比率が制限されているが、新法によれば金融会社に対して外国資本が100%出資することが認められることになった。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



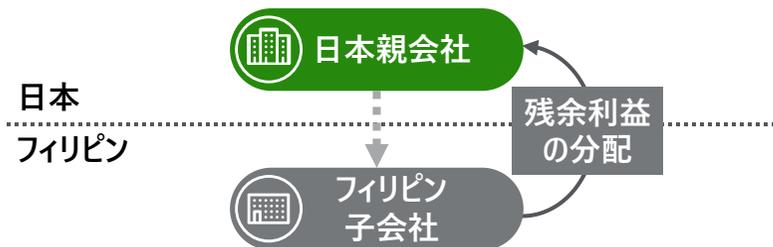
■ フィリピンにおけるキャピタルゲイン課税

日本親会社

非上場株式の売却による譲渡益は15%の税率で最終源泉税の対象となる（CREATE Act）。ただし、**租税条約**の適用を受ける場合、対象フィリピン子会社が不動産化体株式でない限りは免税手続きをすることでフィリピン国内で課税されない。

売却対価が公正な時価に満たない場合の低廉譲渡については、差額は寄附金として6%の寄附金税（25万PHP以上の寄附について課税）が課される場合があり、当該寄附金税については租税条約による減免の適用はない。

清算時の残余利益に対する課税



■ フィリピンにおける配当課税の有無

日本親会社

清算法人に対する出資に係る譲渡損益を認識し、キャピタル・ゲインは、**通常**の法人所得税率により課税される。ただし、**租税条約**の適用を受ける場合、清算する法人の株式が不動産化体株式でない限りは免税手続きをすることでフィリピン国内で課税されない。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はフィリピン国内源泉所得に課税される。
子会社からの配当及び支店からの利益送金については、ともに源泉税が課される。

	 子会社 (現地法人)	 支店 (居住外国法人*)
課税所得の範囲	全世界所得課税	フィリピン国内源泉所得
法人所得税適用税率	25%：標準税率 20%：軽減税率（所得500万PHPかつ総資産1億PHP以下）	25%：標準税率
申告手続き	課税年度終了後4か月目の15日となる。 利子税の負担があるが申告・納付期限の延長の承認を得ることもできる。	課税年度終了後4か月目の15日となる。 利子税の負担があるが申告・納付期限の延長の承認を得ることもできる。
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、国内法の規定によれば25%であるが、租税条約の適用を受けられる場合、議決権の保有割合及び保有期間に応じて10/15%	利益送金税の税率は、国内法の規定によれば15%であるが、租税条約の適用を受けられる場合は10%

(*)：居住外国法人とは、フィリピン国内で貿易又は事業を行う外国法人をいう。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

社会保険料は一般に雇用者が50%、従業者が50%を負担する。一方、賃金税は雇用者により源泉徴収される。VATについては、一定の事業者は免税事業者となることが選択可能である。

従業員の雇用に係るコスト等	<ul style="list-style-type: none">■ 社会保険料：雇用者と従業者のそれぞれが拠出金を負担し、拠出金の額は従業員の給与階層により異なる。■ 健康保険料：月額報酬の4%で雇用者と従業者で50%ずつ負担する。8万PHPが月額給与テーブルの上限額である。
印紙税	売買契約書、手形振替証書、債務証書等に課税される。額面金額に基づいて200PHP毎に1.50PHP、または額面無しの株式発行時に納付した印紙税の50%。

付加価値税 (VAT)	税率	標準税率：12% 輸出取引等：0% 農産物等の販売及び輸入：免税
	課税対象取引	フィリピン国内における物品及びサービスの提供、輸入等
	納税義務者	年間総売上高が300万PHPを超える事業者はVAT登録をし、申告納税義務がある。
	課税期間	課税年度の各 四半期
	申告期限及び納付期限	課税年度の各 四半期終了から25日以内 に申告・納税となる。
インボイス制度	あり	
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	フィリピンでデジタルサービスを提供する外国事業者に12%のVATを課す法案が下院まで承認されているが、上院は未通過のため、まだ法制化されていない。	

法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
<p>IPA登録企業 (CREATE Act)</p>	<p>投資委促進機関（IPA）に登録し、 戦略投資優先計画（SIPP）に記載された事業に従事する企業</p>	<p>国内企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税の免除：4～7年間 ■ 免除期間の終了後、追加控除等の適用を受けることができる。 ■ 追加控除：5年間 ■ 追加控除等の例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建物・機械装置の10%～20%追加控除 ➢ 人件費の50%追加控除 ➢ 研究開発費、研修費の100%追加控除 ➢ 事業開始から3年間の繰越欠損金は5年繰越可能 等 ■ 登録事業に直接使用される設備等の輸入に係るVAT・関税等の免除
	<p>企業は業種によりTier1-3に区分され、 優遇措置の内容が異なる。</p>	<p>輸出企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税の免除：4～7年間 ■ 免除期間の終了後、特別所得税率か追加控除の選択適用を受けることができる。 ■ 特別所得税率：10年間 特別所得税率...売上総利益の5% 地方税は課税されない ■ 追加控除：10年間 ■ 追加控除等の例：国内企業と同様 ■ 登録事業に直接使用される設備等の輸入に係るVAT・関税等の免除

法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
地域統括本部 (RHQ) ・ 地域経営統括本部 (ROHQ)	統括本部をフィリピン国内に有する多国籍企業	<ul style="list-style-type: none">■ 地域本部 (RHQ)<ul style="list-style-type: none">➢ 法人所得税の免除➢ VATの免除➢ 地方税等の免除■ 地域経営統括本部 (ROHQ)<ul style="list-style-type: none">➢ 地方税等の免除

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ①店舗その他の販売所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥倉庫
- ⑦鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場、その他天然資源を採取する場所

サービスPE

単一の工事又は複数の関連工事について12か月の間に合計**6か月**を超える期間の使用人その他の職員によるコンサルタントの役務の提供又は建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の役務の提供

フィリピンのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

PEに関連するMLI条約の規定の適用：

なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

代理人PE

次のいずれかの活動を企業に代わって行う者（独立の地位を有する代理人を除く）

- ①企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
- ②企業のため反復して注文を取得する代理人
- ③企業に属する在庫を保有し、反復して注文に応ずる代理人
- ④保険料の受領等をする代理人

建設PE

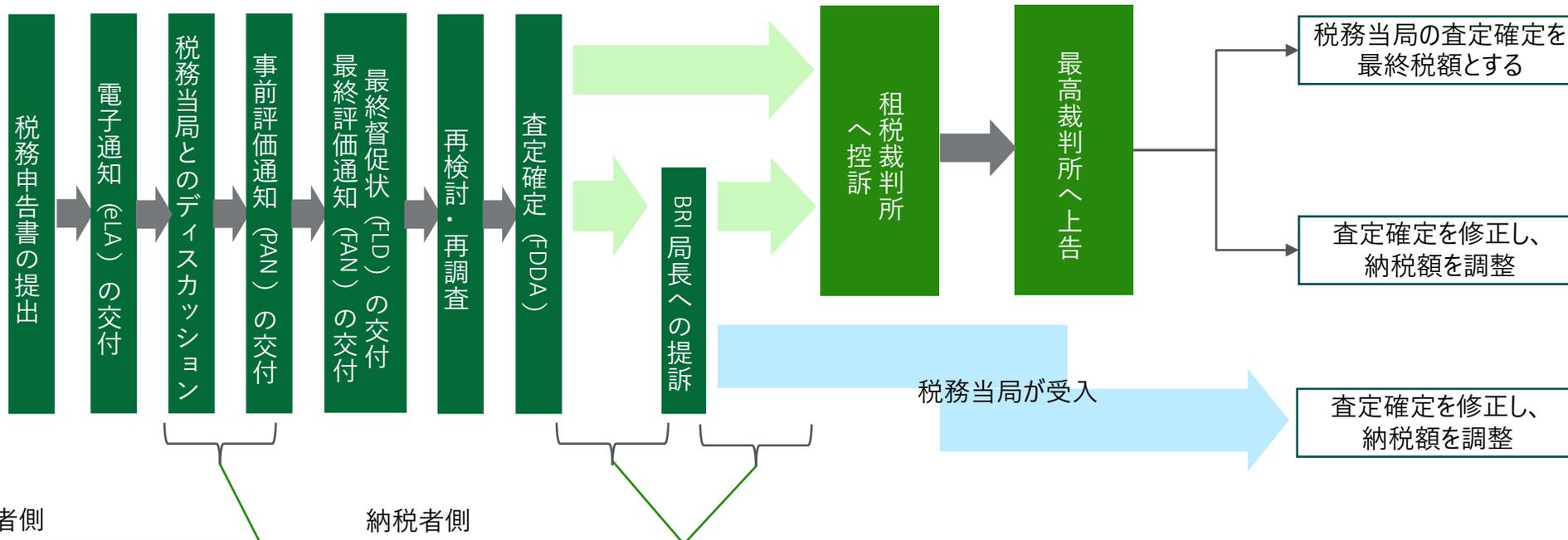
6か月を超える期間存続する建築工事現場又は建設若しくは据付工事

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス

再調査の場合、追加の書類は60日以内に提出する必要がある

納税者側



納税者側

納税者側

PAN交付前（協議・書類提出通知後30日以内）に協議する機会がある

それぞれ30日以内に提訴する必要がある

■ 税務調査

税務調査の予告通知である税務当局からのeLA発行により、120日以内に税務調査が開始される。その後、税務調査にて税務当局が発見した事項を非公式にディスカッションする機会（Informal Assessment）が設けられる。ディスカッションの後はPAN、FLD、FANが交付され納税義務が確定する。

■ 税務当局の名称：フィリピン内国歳入局（Bureau of Internal Revenue; BIR）

<https://www.bir.gov.ph>

Pillar 2 の法制化状況について

フィリピンではPillar2の法制化は行われていない（2023年10月時点）

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況	—	—	現在、フィリピンはBEPS. 2の実施を検討中であり、国内法の整備は行われていない。しかし、フィリピンは2025年までに包括的枠組みに参加する予定である。
IIR (Income Inclusion Rule)	—	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	—	—	
UTPR (Under Taxed Payments Rule)	—	—	

フィリピンの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2013年に移転価格税制導入（2013年2月9日発効のRevenue Regulations No.02-2013）

02

関連者の定義

直接または間接に、支配関係がある企業

03

移転価格調査の時効

賦課年度終了後4年

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引）

OECDガイドラインに準拠した以下の方法

CUP法／RP法／CP法／PS法／TNMM

（無形資産取引）

同上

（役務提供取引）

同上

（資金貸借取引）

同上

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1980年7月20日）
- 実務上の適用可能性：APA/MAPに係る規定は導入されていない。なお、現在導入は検討されている。

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 下記1～4いずれかに該当し、かつ、5～8のいずれかに該当する納税者
 1. **大規模納税者**の指定を受ける納税者
 2. **優遇税制の適用**を受ける納税者
 3. 当期を含め直近3年度において連続して営業損失を計上している納税者
 4. 上記1～3の納税者と取引のある納税者
 5. 年間売上高／総収入が**1億5000万PHP**を超えかつ国内外の関連者との取引額が**9000万PHP**を超える納税者
 6. 課税年度内の有形資産の関連者間取引額が**6000万PHP**を超える納税者
 7. 役務提供、金融取引、無形資産取引及びその他の関連者間取引額が課税年度内に**1500万PHP**を超える納税者
 8. 前年度に5～7いずれかの要件に該当した納税者

②作成期限

- 確定申告期限まで

③提出期限

- 当局からの要求があつてから30日以内に提出

④作成言語

- 英語

⑤罰則

- RPTフォーム（関連当事者取引に関するフォーム）とその添付ファイルを提出しない場合、**1,000PHP**以上**2万5000PHP**以下の罰金。違反が繰り返された場合はペナルティの最大値**2万5000PHP**が科される。

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- 未導入

②作成／提出期限

- 未導入

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

- ①作成義務対象者
 - 未導入
- ②提出期限／作成期限
 - 未導入
- ③罰則
 - 未導入
- ④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否
 - 未導入

関連当事者に関するフォーム提出制度の概要（1/2）

作成義務対象者

- 2020年3月31日決算期以後の決算期の会社を対象に、以下の要件のいずれかに該当する納税者は確定申告書に添付する形で「関連当事者取引に関するフォーム（RPTフォーム）」を提出することが義務付けられる。（RR No.34-2020）
 1. **大規模納税者**（Large taxpayers）の指定を受ける納税者
 2. **優遇税制の適用**を受ける納税者
 3. 当期を含め直近3年度において、**連続して営業損失**を計上している納税者
 4. 上記1から3の納税者と取引のある納税者

- RPTフォームの記載事項は以下である。
 - 納税者の情報（TINナンバー（Tax Identification Number；TIN）、企業名、住所等）
 - 関連者の情報（国外関連者および国内における関連者の企業名、住所等）
 - 取引の情報（取引金額、未払い・未受領の金額、取引に伴う不良債権の金額、取引条件等）
 - その他（租税条約による恩恵の有無および適用される取引の取引金額、親会社・納税者の事業概要、前年からの納税者の機能リスクの変更の有無および内容、前年からの所有構造の変化の有無および内容、5年以内における事業再編の有無および内容、APAおよびフィリピンおよび各国における優遇税制の適用の有無および内容）

関連当事者に関するフォーム提出制度の概要（2/2）

作成義務対象者

- 従来、移転価格文書等を含む下記の添付資料をRPTフォームに添付することが求められていたが、2020年12月に公表されたRR No.34-2020により提出時の添付は不要となった。しかしながら、特に下記要件に該当する納税者については当局から提出を求められることがある。その場合は、当局の要求から30日以内に提出する必要がある。
 - 大規模納税者（Large taxpayers）の指定を受ける納税者
 - 優遇税制の適用を受ける納税者
 - 当期を含め直近3年度において、連続して営業損失を計上している納税者
 - 上記1から3の納税者と取引のある納税者

- RPTの添付資料は以下である。
 - 移転価格文書（「TPD」）
 - 記載要件については、一般的なローカルファイルとおおむね差異はない。詳細はRR No.02-2013に規定されている。
 - ビジネスモデルやRPTの記載内容に大きな変更がなければ毎年アップデートする必要はない。しかし、大きな変更がないことを立証することの困難性を踏まえると、TPDを毎年更新することが望ましいと考えられる。
 - 親会社の子会社の取引も含めて移転価格文書を作成している場合は、その提出によって代替することも可能。
 - 契約書等
 - RPTに記載された関連当事者取引の契約書等
 - 取引に関連する納税申告書等
 - 関連者取引に関連して発生した源泉税について、フィリピン当局に申請した書類等
 - 関連者取引に関連して、取引の相手方において支払った税金について、現地当局に申請した書類等
 - APAに関する書類
 - APA等の合意結果の書類のコピー

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

以下の取引が税務当局に着目される傾向にある。

- 多額のマネージメントフィーを支払っている
- 前払(advance)を行っている場合（棚卸資産など取引の種類を問わず）
- 低金利・無利息ローンを国外関連者に貸出を行っている場合
- ロイヤルティー支払（特に料率が高めのものや、料率の変動する場合）
- 輸出特別区など優遇税制の恩典を受けている場合

対応策として、適切な移転価格文書及び当局への説明資料を準備するなどの対応が必要である。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項

税務当局における税務調査の状況の変化

内国歳入庁ではTPに特化した国際税務部門の新設を検討中である。TPに特化した部門が新設されれば、TP調査はよりアグレッシブに行われる事が想定される。

APA審査・協議対応の変化

JICA（Japan International Cooperation Agency）ならびにアジア開発銀行が内国歳入庁に対して、APAならびにTP調査のワークショップを実施。当該事実からも内国歳入庁が今後TPに力を入れていく姿勢である事がうかがえる。

BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）

フィリピンはOECDに加盟しておらずこの議論はまだ国内で活発ではないが、早ければ2025年にはBEPS包括的枠組み（IF）に参画する可能性がある。

BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日系企業内）

全体としては特に議論は進んでいないが、一部企業、特に現状優遇税制の恩典を受けている企業などでは、その影響について（詳細ではない）ハイレベルでのアセスメントを開始している。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301